

議案第101号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月18日

三朝町長 吉田秀光

平成17年11月18日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例(昭和 28 年三朝町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第9条第1項及び第2項 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>13,000 円</u>、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ 6,000 円、職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については 6,500 円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については 11,000 円)、その他の扶養親族については1人につき 5,000 円とする。</p> <p>第4項以下 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条から第19条まで 略</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第9条第1項及び第2項 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>13,500 円</u>、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ 6,000 円、職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については 6,500 円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については 11,000 円)、その他の扶養親族については1人につき 5,000 円とする。</p> <p>第4項以下 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条から第19条まで 略</p>

(勤勉手当)

第 20 条第 1 項 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 72.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 92.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 37.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 47.5)を乗じて得た額の総額

第 3 項以下 略

第 21 条以下 略

(勤勉手当)

第 20 条第 1 項 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 70(特定幹部職員にあっては、100 分の 90)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 35(特定幹部職員にあっては、100 分の 45)を乗じて得た額の総額

第 3 項以下 略

第 21 条以下 略

別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100
再任用職員	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000

別表第1(第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300
再任用職員	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500

職	21		295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	
	22		297,200	349,700	370,200	408,500	425,700		
員	23		299,100	351,900	372,700	411,900			
	24		301,100	354,100	375,300	415,300			
	25		303,000	356,500	377,800				
	26		304,800	358,700	380,400				
	27		306,700	361,000					
	28		308,700	363,200					
	29		310,600						
	30		312,500						
	31		314,400						
	32		316,200						
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200

職	21		296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100	
	22		298,100	350,800	371,300	409,900	427,100		
員	23		300,000	353,000	373,800	413,300			
	24		302,000	355,200	376,400	416,700			
	25		303,900	357,600	379,000				
	26		305,700	359,800	381,600				
	27		307,600	362,100					
	28		309,600	364,300					
	29		311,500						
	30		313,400						
	31		315,300						
	32		317,100						
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が別に規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることと

なる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の三朝町職員の給与に関する条例及びこれに基づく別に定める規定に従って定められたものでなければならない。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 三朝町職員の給与の特例に関する条例(平成16年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 略 (職員の給与の額の特例)	第1条 略 (職員の給与の額の特例)
第2条 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料表適用職員の給料月額は、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(第3項において「給料基礎額」という。)から当該額 <u>に次の各号に掲げる期間について、当該各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額(以下「算定基礎額」という。)</u> とする。	第2条 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料表適用職員の給料月額は、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(第3項において「給料基礎額」という。)から当該額 <u>に100分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額(以下「算定基礎額」という。)</u> とする。

